

第1章 総則

(目的)

第1条 この細則は、一般社団法人日本間脳下垂体腫瘍学会（以下「本会」という。）定款の規定により、本会の運営のために必要な事項を定めるものとする。

第2章 会員

(会費)

第2条 本会の会費は、年額を次のとおりとする。

- (1) 正会員 金 5,000円
- (2) 賛助会員 金 5,000円
- (3) 特別会員 金 0円
- (4) 名誉会員 金 0円

2 会員は、前項の会費を事業年度末日までに納入しなければならない。

(名誉会員・特別会員の選出)

第3条 名誉会員の推薦基準は次のとおりとし、理事の推薦により理事会の議を経て総会で議決承認されたものとする。

- (1) 学術集会開催時に召集される理事会開催日に年齢が65歳以上であること
- (2) 会長経験があること

2 特別会員の推薦基準は、次のとおりとし、理事の推薦により理事会の議を経て総会で議決承認されたものとする。

- (1) 学術集会開催時に召集される理事会開催日に年齢が65歳以上であること
- (2) 役員経験があること

(入会日)

第4条 正会員および賛助会員の入会日は、入会申込書（様式1）を理事長が受理し、かつ当該年度会費納入が確認できた日とする。

(退会日)

第5条 会員の退会日は退会届（様式5）に記載されている年月日をもって退会日とする。

第3章 学術評議員

(選任等)

第6条 社員総会は、この細則により選出された学術評議員候補者に対して承認を与えることにより選任する。

2 選任する学術評議員の定数は、定款第38条で定めた50名以上100名以内とする。

3 学術評議員が満65歳となった場合は、その後最初に開催される社員総会の終結時に任期満了とする。

(学術評議員選出委員会)

第7条 本会に学術評議員候補者の選出を行うために、選出委員会を置く。

- 2 学術評議員選出委員会は、理事長、次期会長、会長、前会長の4名で構成する。
- 3 委員長は、委員の互選とする。

(新任候補者の選出)

第8条 新たに学術評議員となることを希望する者は、12月1日から12月末日（消印有効）までに、学術評議員立候補届（様式3.-1）、履歴書（様式3.-2）、間脳下垂体に関する業績書（様式3.-3）、現職理事2名からの推薦書（様式3.-4）を本会事務局に提出するものとする。

- 2 学術評議員選出委員会は、立候補者の業績及び学術評議員の定数等を勘案のうえ、候補者を決定する。

(任期)

第9条 学術評議員の任期は、本人からの辞退の申し出があった場合又は任期満了となるまでとする。

(選任手続き)

第10条 学術評議員選出委員会は学術評議員候補者を理事長に提出し、理事長はこれを理事会の承認を得たうえ社員総会に議案として提出する。

(学術評議員会)

第11条 学術評議員会は理事長が招集し、年一回、学術総会時に開催される理事会に引き続き開催する。

第4章 役員の選出

(選任等)

第12条 社員総会は、この細則により選出された役員候補者に対して承認を与えることにより役員を選任する。

- 2 役員候補者は選任の行われる社員総会開催日において65歳未満の学術評議員から選出する。

(理事候補者の選出方法)

第13条 理事候補者は選出方法により次のとおり区分する。

(1) 推薦理事候補者 再任理事を含め、理事長が候補者を推薦する。理事未経験者の推薦は3名以内とする。

(2) 選挙理事候補者 推薦理事候補者と合わせて定款第22条に定める20名以上35名以内となるように、理事会が学術評議員会に必要人数の理事候補者選出を依頼する。

- 2 選挙理事候補者は、学術評議員による理事候補者選出の選挙により選出する。

(選挙理事候補者選出選挙事務)

第14条 選挙理事候補者選出選挙にかかる事務は、本会の事務局が行う。

2 選出選挙は学術評議員会で行い、開票は理事長が指名した学術評議員2名の立会いのもと行う。

(監事候補者の選出)

第15条 監事候補者は、理事長の推薦により選出する。

(理事長の選出方法)

第16条 理事長立候補者は立候補届(様式4-1)、理事3名の推薦書(様式4-2)、所信表明や抱負(A4サイズ1枚、1,000字程度、様式問わず)を12月1日から12月末日(消印有効)までに本会事務局に提出する。ただし、現理事長、副理事長は推薦人となれない。理事長立候補に関する書類の送付にあたっては封筒に『一般社団法人日本間脳下垂体腫瘍学会理事長立候補関連書類在中』と朱書きする。

2 提出された所信表明(抱負)は、事前に事務局から各理事に、選出の際の参考資料と相手郵送あるいは電子媒体にて配布する。

3 理事会は、候補者の中から理事長1名を選出する。

4 理事長の任期は一期2年、連続3期までとする。

(副理事長の選出方法)

第17条 副理事長は理事長が推薦し、理事会にて選出する。

第5章 委員会

(委員会)

第18条 本会は、その業務を行うため必要とする委員会を、理事会の決議を経て、置くことができる。

2 各委員会の委員及び委員長は、理事会の決議を経て理事長が委嘱する。

第6章 雑則

(細則の変更)

第19条 この細則は、理事会の決議により変更することができる。ただし、第2条に規定する会費の金額の変更については、社員総会の承認がなければその効力を有しない。

【 附 則 】

この定款施行細則は、2018年9月1日から施行する。